

2022年5月19日

各 位

会社名 本多通信工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 樫尾 欣司  
(コード番号 6826 東証プライム)  
問合せ先 取締役 水野 修  
(TEL 03-6853-5800)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、下記の通り、2022年6月27日開催予定の定時株主総会に「定款の一部変更」を付議することを決議しましたので、お知らせします。

#### 1. 変更の理由

- (1) BCPの観点から、株主総会の開催地を柔軟に選択できるよう、株主総会の開催地について定める現行定款第11条第2項を削除するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなるため、次の通り当社定款を変更するものです。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条第1項を新設する
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法令省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条第2項を新設する
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第14条の規定は不要となるため、これを削除する
  - ④ 上記の新設・削除される規定の効力に関する附則を設ける。なお、本附則は期日経過後に削除する

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	<現行通り>
<u>2 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか東京都区内においてこれを招集す</u>	<削除>

<p><u>ることができる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	--

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2022年6月27日(予定)  
定款変更の効力発生日 2022年6月27日(予定)

以 上